

東海 の 古 代

第181号 2015年09月

会長 : 竹内 強 副会長・発行 : 林 伸禧
 編集 : 石田敬一 投稿先アドレス : furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp
 HP : http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

推古十一年の冠位十二階

—古代史覚書帳—

瀬戸市 林 伸禧

1 はじめに

『日本書紀』推古11年での「冠位十二階」については、『革命勘文』及び『隋書』にも記述されているが、内容に異なる点があるので、報告する。

2 冠位十二階記述の文献

① 『日本書紀』

- 推古十一年（603年）十二月条
 十二月戊辰朔壬申 始行冠位 大徳・小徳・大仁・小仁・大禮・小禮・大信・小信・大義・小義・大智・小智 并十二階 並以當色絶縫之 頂撮總如囊 而着縁焉 唯元日着鬢花鬢花此云于禰
- 推古十二年（604年）正月条
 十二年春正月戊戌朔 始賜冠位於諸臣 各有差

(下線は筆者が加筆。以下同様)

② 『革命勘文』

謹案日本記 神武天皇此本朝人皇之首也 ……

(推古天皇) 十二年甲子春正月始賜冠位各有差
 有徳仁義禮智信 大小合十二階

③ 『隋書』倭国伝

内官有十二等 一曰大徳 次小徳 次大仁 次小仁 次大義 次小義 次大禮 次小禮 次大智 次小智 次大信 次小信 員無定數

3 冠位十二階の順位

表「冠位十二階の順位」のとおり、『日本書紀』の記事と『革命勘文』、『隋書』倭国伝の記事では冠位の順序が異なっている。

表 冠位十二階の順位

文 献	冠位十二階の順位						
	1	2	3	4	5	6	各々
日本書紀	徳	仁	禮	信	義	智	「大・小」
革命勘文、 隋書	1 徳	2 仁	5 義	3 禮	6 智	4 信	各々 「大・小」

儒教では、五常（仁、義、礼、智、信）の徳性^{*1}を示すことにより、「父子、君臣、夫婦、長幼、朋友」の五倫の道をまっとうすることを説

*1 仁：思いやりの心で万人を愛し、利己的な欲望を抑えて礼儀をとりおこなうこと。

義：利欲にとらわれず、なすべきことをすること。正義。

礼：人間社会の上下関係で守るべきことを意味する。

智：道理をよく知り得ている人。知識豊富な人。

信：友情に厚く、言明をたがえないこと、真実を告げること、約束を守ること、誠実であること。

(ウィキペディア 「https://ja.wikipedia.org/wiki/五常」による。)

いている。

『革命勘文』、『隋書』では「徳の五常」と一致するが、『日本書紀』では「徳の五常」と順位が一部異なる。何故、書紀は「徳の五常」と異なる順位にしたのか理由は不明であるが、鳥越憲三郎^{*1}は、『隋書』倭国伝での解釈で、

この冠位十二階は『日本書紀』に推古十一年(六〇三)十二月五日に発布されたことがみえる。しかし本条および転載した『北史』8では順番が違い、正しくは徳・仁・礼・信・義・智である。

隋の使者に報告するとき間違えたのであろう。 (『中国正史 倭人・倭国全釈』183頁) と、誤解説を述べているが、自分たちの冠位の順位を間違えて報告するとは考えられない。鳥越氏の意見は恣意的であると思われる。

文献によって、冠位十二階は異なるので、次のような疑問等が生じるが、この問題は改めて述べたい。

- ① 冠位十二階の順位は、『日本書紀』か『革命勘文』の何れが本来か？
- ② 冠位十二階の任命権者は、推古天皇または多利思北孤のいずれが本来か？

4 革命勘文

(1) 解題

『革命勘文』は、三善清行が昌泰四年(901年)二月、醍醐天皇に改元の必要を上奏した書である。そして、七月に「延喜」に改元している。その書に、神武天皇からの天皇の沿革を『日本記』から引用している。その記述は別紙1「『革命勘文』・『日本書紀』対比表」に整理した。その概要を示せば、次のとおりである。

- ① 紀年の記述形式が異なる。
- ② 記事の記述表現が異なる。
- ③ 神武天皇は、「筑紫日向宮」から出発したとしているが、『日本書紀』では不明である。なお、「筑紫日向宮」は『宋史』において神々が居住していた宮である。また、『新唐書』では「筑紫城」に神々が居住していたとしている。
- ④ 冠位十二階の順序が『日本書紀』と一部異なる。

なお、

今依緯説 勘合倭漢舊記 ……

已上革命 革命之徴 倭漢毫詳 不更具載

(『群書類従』26輯、195・197頁)

の舊記について、日本思想大系本の校注者今井宇三郎は次のとおり述べている。

史記・漢書と書紀・続紀とが主である。

(日本思想大系8『古代政治社会思想』51頁頭注)

(2) 『日本記』の存在

『革命勘文』に記述されている『日本記』については、次の論考等がある。

① 神野志隆光著『変奏される「日本書紀」』

その三は、清行が根拠とした「日本記」は、正史としての『日本書紀』の権威を負うものと見てよいであろうが、『日本書紀』と引き比べて見ると、多くの相異をかかえているということである。……

内容的に簡略化した、改編された『日本書紀』だというべきであろう。

(『変奏される「日本書紀」』、5・16頁)

② 貴志正造翻訳『神道集』*2

日本記 「鹿島大明神の事」および「御神樂の事」「富士浅間大菩薩の事」の条にも見えるが、いずれも現存の『日本書紀』に該当する話は見えない。『無名抄』の「小野とはいはじの事」の条に業平二条後の事をあげて、「此事又日本記にあり」とある 『日本記』も同書かと思われる。『定家流伊勢物語註』 (慶応義塾大学図書館蔵)に六カ所引用している『日本記』も『日本紀』とは無関係の、中世説話的内容をもつ。

あるいは 『日本記』という逸書が存在したのものかもしれない。

(東洋文庫『神道集』注、154頁)

③ 『塵荊抄』

日本記三十卷者、神代ヨリ持統十年迄ノ記也。此内一卷ヲ神代卷ト云。此卷ワ上下二分テ、天神七代上卷也。地神五代下卷。

凡日本紀者入鹿大臣誅伐ノ時、焼失家。其後

*1 鳥越憲三郎著『中国正史 倭人・倭国全釈』(中央公論社 2004年) 183頁

*2 貴志正造訳『神道集』: 平凡社、1967(昭和42)年7月。

天武天皇四年二一品舍人親王家々ノ説ヲ集テ記
ラル。 (『塵荊抄』下、322頁)

④ 『濫觴抄』下

日本記 仁明 (天皇) 十一年 (843年) 癸亥^{承和}
六月 以宮野高年始令讀之

(『群書類従』26輯、320頁)

これらの文献から、『日本記』の存在の有無を
検討する必要があると思われる。

また、『日本記』の記事を引用している文献は、
『革命勘文』を始め20本を確認している。

(3) 日本思想大系8『古代政治社会思想』にお ける「革命勘文」

読下し文は、『日本紀』としているが、原文は
『群書類従本』を用いており、『日本記』と記述
されている。

日本思想大系8『古代政治社会思想』の凡例
に、次のように記述されている。

一、訓読文をもって本文とし、原文を後に一括
して掲げた。……

……

一、底本の文字を訓読文で訂した場合、原文の
当該文字の右傍に・印をつけた。……

(日本思想大系8『古代政治社会思想』6頁)

校訂者は「日本記」を「日本紀」に校訂して
訓読文を作成したものである。

これは、原文を確認しないと訓読文が原文と
同じであると誤解され得るので注意を要する。個
人的見解として、訓読文の最後に一括して校訂
状況を記述するか、校訂した語句に何らかのマ
ークをつけて校訂した旨が直ちに判るように作
成されるのが読者として分かりやすいと思う。

冠位十二階

名古屋市 石田敬一

1 倭(倭)國の冠位制度

倭國の冠位制度について、『隋書』倭國伝に「内
宣に十二等あり」(下線、読み下しは石田による。以
下同じ。)として「内官」を定めており、また『旧
唐書』倭國伝には「官を設くる十二等あり」と

記述され、隋・唐の中国史書には、倭(倭)國の
冠位制度が十二等であると示されます。

また、『日本書紀』(以下、書紀と記す。)に
は、推古十一年(603年)に「冠位を始める。・
・・并て十二階」の記事があり、冠位の書き
順が違いますが、『隋書』の記事の冠位名と等級
階数がまったく同じですので、これは、倭(倭)
國の冠位制度を記述したものと思います。

倭國は、委奴國、倭奴國、そして倭國として
中国と国交が連綿と続く九州にあった国です
から、これは九州王朝のことです。

したがって、当会報の178号(2015年6月)の
「那須国造碑文」で触れたように、私は、推古
十一年(603年)の冠位十二階について、九州
王朝の日出處天子・阿每多利思北孤の施行によ
るものを書紀が記述したと考えています。

2 冠位制度の記事の違い

中国史書と書紀の記事を時系列で整理すると、
次のようになります。

- (1) 開皇二十年(600年)に倭國の使節から隋に
「内官十二等」の情報があり、その記事を656
年に完成した『隋書』が記述した。
- (2) 600年の時点では「内官十二等」が制定され
ていたということになる。
- (3) 一方、720年に編纂された書紀は、603年に
冠位を始めたと記述する。
- (4) すなわち、時期に間違いがなければ書紀編
者は、倭國の使節が隋に示した『隋書』の内
容を承知の上で、時期も、冠位の順位も異な
る冠位制度を書いたことになる。

こうした事実関係に踏まえ、書紀は聖徳太子
の業績に見せかけるため、冠位十二階の記事を
記述したとする考え方があります。しかし、そ
れにしては時期も順位も『隋書』の記事と微妙
に違っています。本来ならば、『隋書』の記事と
ぴったり合わせたほうが太子の業績として、よ
り尤^{もつと}もらしくなると思われるので、私は書紀が
太子の業績を記述したとする考え方には大いに
疑念を抱きます。また、九州王朝の史書から盗
用したので『隋書』の記事とは異なった記事に
なったという見解があります。これも根拠が無
く、説得力がありません。

3 『隋書』と書紀の記事の整合性

私は、『隋書』の記事と書紀の記事との整合性について、きちんと検討すべきと思います。

次に、それらの記事の関連がどのようになっているかを検討し、試案を示します。

(1) 『隋書』の「内官」

『隋書』の記事で気になるのは、倭國の「内官」の文字です。高句麗、百濟、新羅の冠位の記事においては、「内官」と書かれていません。すべて「官」とあります。

次に中華書局版『隋書』から関係部分を抜粋します。

内官有十二等：一曰大德，次小德，次大仁，次小仁，次大義，次小義，次大禮，次小禮，次大智，次小智，次大信，次小信，員無定數。

(中華書局版『隋書』倭*1、P. 1826)

官有太兄，次大兄，次小兄，次對盧，次意侯奢，次烏拙，次太大使者，次大使者，次小使者，次禱奢，次翳屬，次仙人，凡十二等。

(中華書局版『隋書』高句麗、P. 1814)

官有十 六品：長曰左平，次大率，次恩率，次德率，次杆率，次奈率，次將德，服紫帶；次施德，皂帶；次固德，赤帶；次李德，青帶；次對德以下，皆黃帶；次文督，次武督，次佐軍，次振武，次剋虞，皆用白帶。其冠制並同，唯奈率以上飾以銀花。長史三年一交代。畿內為五部，部有五巷，士人居焉。五方各有方領一人，方佐貳之。方有十郡，郡有將。

(中華書局版『隋書』百濟、P. 1818)

其官有十七等：其一日伊罰干，貴如相國；次伊尺干，次迎干，次破彌干，次大阿尺干，次阿尺干，次乙吉干，次沙咄干，次及伏干，次大奈摩干，次奈摩，次大舍，次小舍，次吉土，次大烏，次小烏，次造位。外有郡縣。

(中華書局版『隋書』新羅、P. 1820)

このように、朝鮮半島の国々は「官」とあるのに対して、倭國のみが「内官」の冠位とされます。内官は中央官庁所属の官人のことですので、当然の事ながら外官は冠位の対象にはなっていません。

(2) 書紀の「始賜冠位於諸臣」

書紀の推古十二年正月の記事に「始賜冠位於諸臣（冠位を諸臣に賜うことを始める。）」とあります。

この記事で注目すべきは「諸臣」です。新たに「諸臣」を対象に冠位が与えられるようになったという記事です。要するに、これまでは皇太子、大臣、諸王などの内官にのみ冠位があったものを、冠位がなかった「諸臣」にも冠位を与えるようになったということです。この記事は、これまでの冠位授与の対象である内官から外官である「諸臣」にまで冠位を広げるようにしたと読み取れます。そして、この冠位の対象の拡充と合わせて順位も一緒に改め、見直されたと考えられないでしょうか。

(3) 冠位の順位

次に冠位の順位について考えます。

『隋書』倭國伝の冠位の「徳仁義礼智信」は、儒教における徳と5つの徳目です。儒教の始祖である孔子（紀元前552～479年）や孟子（紀元前372～289年）の教えである、人間が本来供えている四徳の「仁義礼智」に、董仲舒（紀元前176～104年）が、「信」を加え「仁義礼智信」の五徳（五常ともいう）にしたとされます。その順は一般的に「仁・義・礼・智・信」と並べられます。

ところが、昭和初期に日本にある漢訳の仏典の総集として編纂された『大正新脩大藏經』では、次の①、②のように、多くが「仁・義・礼・智・信」の順位ですが、③～⑤のように一部に順位や徳目が異なる記事があります。

① 俗法五常。仁義禮智信也

(『大正新脩大藏經』大藏出版，廣弘明集，P. 221-1)

② 大意與仁義禮智信同

(『大正新脩大藏經』大藏出版，佛祖統紀，P. 356-2)

③ 大意與仁義禮信智同

(『大正新脩大藏經』大藏出版，廣弘明集，P. 101-2)

④ 道德慈孝仁義禮信

(『大正新脩大藏經』大藏出版，佛說普曜經，P. 523-1)

⑤ 專崇三寶修持四徳。奉行孝悌仁義禮信

(『大正新脩大藏經』大藏出版，法苑珠林，P. 894-3)

*1 中華書局版では、「倭」を一律「倭」に改め表記しています。本巻和他處作「倭」者，今一律改為「倭」。

万葉集と九州王朝

一宮市 竹嶋正雄

つまり、どの徳目を重要と考えるかによって順位が変わる場合があります。

書紀の「仁禮信義智」の順位は、次表の五行の「木火土金水」の順位に対応していると唱える説もあります。私には各々の関連が十分に理解できませんが、ただ、五行説にそった順位だとすれば、五行説は政治体制に関連する概念もあるようですので、より政治体制を意識した順位に変更したといえるのかもしれませんが。

区分	項目				
五行	木	火	土	金	水
五常	仁	禮	信	義	智

私は、「仁」は徳目の中でいちばん重要とされますので、第一番の順位はそのまま変えず、次に、組織・体制を強固にするための冠位としては、組織の上下関係を守る「禮」が大切ですので、これを第2番にするとともに、組織に不可欠な真実・約束・誠実さの「信」を重んじて上位にし、無利欲・正義の「義」や道理・知識の「智」の方を下位に置いたと考えることもでき、その可能性はあるのではないかと思います。

(4) 試案

いずれにしても『隋書』と書紀の冠位制度の記事について、その両方が正しい内容であるという立場で考えれば、『隋書』の記事は、内官だけの現行の冠位制度を記したものであり、書紀の記事は、その後、対象を外官まで拡充した冠位制度を示す記事と考えられます。また、この外官への拡充を機会として組織の体制を確固としたものにするために、それに相応しく順位を変更したのだと考えます。これを一つの案として提示します。

『旧唐書』倭國伝の冠位の記事では、「設官有十二等（官を設ける十二等あり）」となり、「内」がはずされ、単に「官」に変わっており、この記事は、内官のみの冠位制度であったものを内官だけでなく外官を含めた制度に変更されたとする私の案を支持しています。

I. はじめに

『万葉集』(以下、単に万葉集と記す。)に九州年号である「朱鳥」が歌の左注にある。この朱鳥は書紀では天武15(686)年7月20日に「改元して朱鳥元年という」とあるが、この年号は書紀の記事では正月朔まで遡っての一年間だけであり、その後の継続がない。一方、万葉集には朱鳥八年まで記載されている。この違いが何処から生じているのかを手がかりに、九州王朝が存在していた証を、探し出してみたい。

参考資料は、小学館の新編日本古典文学全集『日本書紀』③(以下新編『書紀』③という)及び、同『萬葉集』①(以下新編『万葉集』①という)を用いた。

II. 万葉集編集の意図

1. 万葉集の撰定

(1) 橘諸兄撰定説

古写本の一つの元暦校本に「裏書云、高野姫天皇天平勝宝五年左大臣橘諸兄萬葉集を撰ぶ」との書入れがある。しかし、橘諸兄は天平勝宝8(756)年に致仕(辞職)し、同9(757)年に薨じているが、万葉集最後の歌は天平宝字3(759)年正月に大伴家持が詠んだ歌であるので、天平勝宝5年の橘諸兄撰は有り得ない。

(2) 橘諸兄と大伴家持の共撰説

この説は仙覚(1203~?(1272生存))によるもので、橘諸兄が、子・奈良麻呂が但馬の按察使に赴く時に家持が餞別として詠んだ歌の修正を行ったエピソードによるものである。つまり、諸兄と家持は歌作について話合える良好な関係にあり、編纂の中心的立場にあった家持の後ろ盾に諸兄が居たことが窺えることによるものである。

(3) 大伴家持単独撰定説

この説は契沖(1640~1701)によるもので、その著書で万葉集が勅撰ではなく、家持の単独編

纂によることを数々の証拠を示し、説いている。それは家持個人または大伴氏一族の作った歌が、全体に占める割合が高いこと、家持の身内間での贈答の歌に皇族・貴族が下位者に授与することを表す「賜ふ」を多く用いていること、などである。つまり、天平18(746)年以降、天平宝字3(759)年までの14年間は家持が公私の別なく自他の歌を書き留めた歌日誌となっているのである。

このように家持単独の撰定によると考えるが、巻第一と巻第二だけは、大伴氏の私家集の性格が認められないので、この二巻は既に完成していて家持の手は及ばなかったかもしれない。

(4) 万葉集完成の時期

万葉集は大伴家持により延暦2(783)年に一応完成していたと思われるが、延暦4(785)年の死後にも改竄・補修が加えられた跡があり、また死後すぐに藤原種継暗殺事件に連座し、罪に問われているので、その罪の恩赦があった延暦25(806)年が真の完成時期と考えられる。

2. 大伴家持の編纂意図

(1) 大伴氏の繁栄

大伴氏は天忍日命の子孫とされ天神系氏族である。即ち、北部九州出身の氏族である。九州政権の東進に物部氏と共に同行して奈良盆地に入った氏族である。そして、物部氏が国軍的存在に対して、大伴氏は親衛隊的存在の武門の家であった。

大伴氏の実在の最初とされる室屋は雄略朝で大連となり、葛城氏に替わって急速に台頭した。その孫の金村は武烈朝で大連となり、継体天皇を越前国から皇嗣に迎え入れるなどの功績により近畿政権内で地位を固め、全盛期を築いた。しかし、欽明朝で継体6(512)年の任那4県の百濟への割譲策を物部大連尾輿に失政として咎められ失脚し、当時本拠地としていた摂津国住吉郡の館に引退した。以後、物部尾輿と蘇我稲目の対立時代となった。

(2) 大伴氏の衰退

金村の子・咋子^{くひこ}は大將軍になり、任那復興・救援に崇峻4(591)年と推古9(601)年の2回出

陣している。

咋子の子・長徳^{ながとこ}は大化5(649)年に右大臣になり、長徳の兄弟・馬来田^{まぐた}とは壬申の乱(672年)において武功を収めている。

奈良時代になって、長徳の子・御行^{みゆき}と安麻呂は大納言なり、安麻呂の子・旅人も大納言になっている。

その後、大伴一族は政争に関係し多数の処罰者を出し、徐々に衰退していった。天平勝宝9(757)年の橘奈良麻呂の乱で、旅人の甥・古麻呂が獄死、吹負の孫・古慈斐(不比等の娘婿)が流罪となっている。

(3) 家持のポジション

家持の父・旅人は武門の家らしく養老4(720)年正四位下、征隼人持節大將軍に任じられ、翌年従三位に昇格している。その後、神亀元(724)年大宰帥に赴任、天平2(730)年10月大納言なり帰京、翌年従二位で薨じた。

家持は7歳の時、父旅人に従い大宰府に行き、12歳までの6年間滞在していた。21歳の天平10(738)年に内舎人として昇殿、同17(745)年従五位下に叙せられ、翌年6月に越中守に任ぜられ、天平勝宝3(751)年まで赴任し少納言に任ぜられ帰京した。その5年間で223首の歌を詠んだ。天平勝宝6(754)年兵部少輔、天平宝字2(758)年因幡守、同8(764)年薩摩守へ転任、神護景雲元(767)年大宰少貳に転ずる。同4(770)年正五位下に昇叙。光仁朝(770~781)では式部大輔、左京大夫、衛門督、京師の要職や上総、伊勢の大国の守を歴任し、宝亀2(771)年従四位下、同8年従四位上、同9年正四位下、同11年参議に任ぜられ、同12年従三位に叙せられ順調な昇進をした。延暦2(783)年中納言に、同4年兼任の陸奥按察使持節征東將軍在任中に薨じた。

(4) 家持の意図

家持の昇進は傍から見れば順調であるが、本人からすれば辺境の国守が多く、不満と情けない思いが強かったと推測する。と言うのは、大伴氏は九州政権の東進以来、近畿政権の中心で要職を務めてきたが、家持本人は万葉集最後の歌を詠んだ天平宝字3(759)年は越中守に続いて任ぜられた因幡守であり、地方国守であった。

その後、更に薩摩守、大宰少弐と地方廻りであった。

一方、近畿政権の要職は藤原一族で占められていた。藤原氏は、祖の中臣鎌足が死の目前に天智天皇より与えられた姓「藤原朝臣」に始まる。この姓は鎌足一代とされたが、子の不比等により復活し、不比等の子孫に限定され、子の藤原四兄弟(藤原四家)の代となっていて繁栄していた。つまり、家持としては、出自のはっきりしない藤原氏の台頭に対し、古くからの大伴一族の矜持および自分の境遇に無力と苛立を感じていた。大伴咋子から数えて家持は五代目で、藤原四兄弟も同じ五代目であるので、その焦燥感は大きかったと推測する。そうした成り上がりの藤原氏が作った日本書紀と古事記に対抗した第3の「日本紀」を作ろうと考えた。それが万葉集である。家持は、天武・持統天皇の意向に従い、不比等が記紀に隠した事柄を暴こうとした。それがこの歌集、万葉集であると考えられる。

因みに、共撰説のある橘諸兄も家持同様の感を持っていたと推測する。諸兄の母は県犬養(橘)三千代で不比等の後妻になっており、藤原四兄弟とは義兄弟である。このことからすると、家持の撰でない巻第一と第二は家持より先に同様の感を持った諸兄の撰であるかもしれない。

Ⅲ. 万葉集の告発

家持が万葉集で暴きたかったことは、不比等が記紀に著さず隠したことである。それは、九州王朝のこと、近畿の政治的同盟政権のこと、天智・天武両天皇の出自のこと等であり、加えて藤原氏の専横悪行である。

しかし、時の権力者の藤原氏に抗うことはできず、明白な表現はできずに差し障りのないことで行われている。その中の二つを検証してみる。

1. 年号「朱鳥」による九州王朝の検証

(1) 書紀と『二中歴』の朱鳥年号

朱鳥年号は書紀の天武15(686)年7月の条に、改元の記事がある。

(朱鳥元年秋七月己亥朔) ^{20日}戊午に、改元^{はじめのとしをあらた} ^{あからさま} ^{あかみとり} **て朱鳥元年と日ふ。** (新編『書紀』③、465頁)

この年号はその年の末まで使われただけで終

っている。

しかし、鎌倉時代初期に成立した事典に『二中歴』があり、この中の年代歴に「**朱鳥九年丙戌 仟陌町収始又方始**」の項がある。この年代歴には継体元(丁酉517)年から大化6(庚子700)年までの184年間に31個の年号が掲載されており、李氏朝鮮の成宗の命による歴史書『海東諸国紀』(1471年成立)にも見ることができ、更にこの他の二、三の歴史書にも見られる。

では、書紀の朱鳥と『二中歴』の朱鳥とではどちらが主体だろうか。朱鳥年号は書紀では元年だけであるが、『二中歴』では元年を丙戌(686)の年として9年間続いたとある。継続性からみても主体は『二中歴』である。

『二中歴』年号は書紀には見られないが、外国史書にも見られることからして近畿政権の年号でなく、九州政権の年号である。即ち、近畿政権が、無視を装わざるを得なかった九州政権の年号制度を改めて受け入れたのである。これが書紀引用の「改元めて朱鳥元年と日ふ」である。この受け入れが年の途中の7月に行われたのは何故だろうか、を探してみる。

天武天皇は天武15年5月24日に発病し、6月10日には占いをし、7月15日に「**天下の事、大小を問はず、^{ことごと}悉に皇后と皇太子に啓せ**」(新編『書紀』③、464頁)と勅をするほどに衰弱していた。天武天皇は663年の白村江の戦いに破れ、唐の進撃を恐れ大和へ逃れ来た九州朝の皇太子・大海人皇子である。翌664年、唐は郭務悰らを九州に進駐させてきたので、大海人は益々身を潜めねばならなかった。郭務悰らの進駐は断続的に続き、天智天皇崩御の報告を受け帰国した672年5月まで続いた。天智天皇の死を白村江の責任者の死としたが、猶、九州王朝出身のことは隠さねばならなかった。天皇に即位した大海人は681(天武10)年3月17日に詔にて「**帝紀と上古の諸事を記定めしめたまふ。**」(新編『書紀』③、407頁)とあるように、自身の出自を隠すために歴代天皇の系譜、諸種の伝承や説話を合理化したのである。ところが、死を間近にして気弱になった大海人は望郷の念を露にした。その気持ちを察した皇后・鸕野讃良皇女が九州王朝の改元を知り、九州王朝年号『朱鳥』を採り入れ、大海人を慰めたのである、と推測する。

(2) 万葉集の朱鳥年号

万葉集の歌の左注に見える朱鳥年号を挙げてみる。(新編『万葉集』①より)

卷第三 416

藤原宮の朱鳥元年の冬十月 (234頁)

卷第一 34

朱鳥四年庚寅の秋九月、天皇紀伊国に幸す。(45頁)

卷第二 195

朱鳥五年辛卯の秋九月己巳朔の丁丑、浄大参皇子川島薨す。(128頁)

卷第一 44

朱鳥六年壬辰の春三月、浄広肆広瀬王らを以て留守の官となす。(50頁)

卷第一 50

朱鳥七年癸巳の秋八月、藤原の宮地に幸す。八年甲午の春正月、藤原宮に幸す。(54頁)

以上の5箇所である。書紀では天武15年を朱鳥元年とし1年限りとするのに対し、万葉集では持統称制元年を朱鳥元年とし持統朝の年号として記載している。卷第三の歌は「**大津皇子、死を被りし時**」の歌であるので、この朱鳥元年は天武15年7月20日改元の年号である。しかし、書紀の大津皇子の処刑記事は持統称制前紀にあり、また、『藤原宮』は持統朝を指しているため、万葉集は朱鳥年号を持統朝年号としたようである。これは年号元年を即位翌年とする「越年称元法」によるものである。つまり、万葉集は持統称制元(687)年を朱鳥元年として、八年甲午(694)年までに使用し、『二中歴』の朱鳥九(694)年に合致させている。これは、九州王朝においては朱鳥年号の使用が続いているのにもかかわらず、近畿持統朝が年号使用を1年で止めてしまった事への批判である。要するに、書紀の九州王朝隠しを告発しているのである。

2. 中皇命と天智・天武天皇との関係

(1) 中皇命とは間人皇女

万葉集に「中皇命」の名がみえるが、名の読み方と共に誰を指すのか異論が数々ある。

名の読み方については、『続日本紀宣命』の神護景雲3(769)年10月条に「**新城乃大宮尔天下治給之中豆天皇**」とあるので、中皇命と中豆天皇は別人であるが、共に「ナカツスメラミコト」と読んでよいと考える。

と読んでよいと考える。

では、中皇命とは誰であるか、を探してみる。中皇命は次の題詞にみえる。(新編『万葉集』①より)

卷第一 3・4

天皇、宇智の野に遊獵する時に、中皇命、間人連老に献らしむる歌 (25頁)

卷第一 10・11・12

中皇命、紀の温泉に往く時の御歌 (31頁)

歌番号3・4にある中皇命は、この歌が高市岡本宮天皇・舒明天皇の段にあり、また間人連老に歌を代作させて献上させることができた人物である。即ち、舒明天皇の身内で、まだ歌を自作できない若い人物で、間人連に関係ある人物である。舒明天皇の身内で間人の名を持つのは間人皇女である。間人皇女の兄・天智天皇は『法王帝説』に乙巳の変(645)の時21歳とあるので、625年生れとなり、妹・間人皇女は627年以降の生まれとなり3・4番の歌が詠まれた舒明在位中(629~641)では3~15歳であり、十分に若い人物である。

歌番号10~12は後岡本宮天皇・斉明天皇の段にあるので、この「紀の温泉に往く時の御歌」は書紀にある斉明4(658)年10月15日に発ち、翌5年正月3日に帰京した紀温泉行幸の間に詠まれた歌である。この行幸には皇太子・中大兄皇子と供に間人皇女も同行していた。よって、この歌を詠んだのは間人皇女であり、即ち中皇命が間人皇女であるとして間違いはないと考える。

(2) 中皇命とは何か

神護景雲3年10月の宣命にある新城の大宮とは平城宮のことで、この宮で天下治めた天皇は元正天皇を指している。元正天皇は弟の文武天皇の急死により、文武の幼子・聖武天皇が皇位に就くまでの中継ぎの天皇を務めた。つまり、宣命にある「中つ天皇」とは元正天皇であり、「中継ぎの天皇」ということである。したがって、万葉集にある「中皇命」も同じで「中継ぎの天皇」と考える。

では、この中継ぎの天皇・間人皇女は誰と誰の中継ぎをしたのであろうか。間人皇女は孝徳

天皇の皇后になったが、孝徳天皇の死去の後は母・斉明天皇と共に過ごしていた。母が九州朝倉宮で死去した後は皇太子・中大兄皇子が天皇になるのが順当であるが、兄・中大兄皇子はどんな差し障りがあったのか皇位に就かなかった。書紀では天智称制として記録しているが、実は間人皇女が皇位に就いていた。間人皇女は孝徳天皇の皇后経験者で天皇になる資格は備えている。そこで、中大兄皇子は誰もが納得する間人皇女を天皇にして、自分は摂政になり実務を取り仕切っていたのである。つまり、間人皇女は斉明天皇と天智天皇の「中継ぎの天皇」として皇位に就いたのである。万葉集は「中皇命」の存在を現すことで中大兄皇子が皇位に就くに支障のある人物であることを告発しているのである。

なお、万葉集が題詞において間人皇女を「中皇命」としているのは、諡号として用いていると考える。

(3) 天智、間人、天武の関係

書紀は天智、間人、天武の三人は舒明・皇極(斉明)の子としているが、三人共に兄弟関係はないと考える。万葉集はその事をも暴露しているのである。

天武天皇は朱鳥年号の項で示したように九州より逃れ来た九州王朝の皇太子であり、斉明天皇との親子関係はない。その理由を記す。書紀における天武の登場は天智称制3(664)年である。天武の宝算は『一代要記』・『本朝皇胤紹運録』では65歳とあるが、これによると622年生となり天智の625年生より前となるので56歳の誤りとする説「新編『書紀』③、466頁頭注」がある。すると舒明3(631)年生となり、乙巳の変で15歳であるが関与の影がない。また、白雉4(653)年の皇太子・中大兄皇子の反逆時にも何処に居たか分からない。つまり、天武は近畿政権に関与しておらず、近畿に居なかったのであり、斉明の子ではないということである。

天智天皇は舒明13(641)年に「東宮開別皇子、年十六にして誅たてまつりたまふ。」とある東宮、即ち舒明天皇の皇太子であるとされている。しかし、当時の蘇我蝦夷、入鹿親子の隆盛からして、この皇太子は蘇我馬子の娘・法提郎媛の

子である古人大兄皇子である。また、乙巳の変の時に皇極天皇の傍に侍っていたのも古人大兄皇子である。つまり、舒明・皇極両天皇の皇太子は古人大兄皇子であり、二人の嫡男である中大兄皇子でなかった。舒明・皇極の系譜からすれば嫡男の中大兄皇子が父・舒明の皇太子になり、死後に皇位を継ぎ天皇になるのが常道である。しかし書紀によれば、母・宝皇女が意図も簡単に即位し、皇極天皇となっている。これは皇極と中大兄との親子関係の存在を疑わせるものである。

その疑問は間人皇女の中大兄皇子に対する想いに現れている。それは、万葉集巻第四の冒頭の歌である。

巻第四484

難波天皇の妹、大和に在す皇兄に奏上る御歌一首 いろも いま すめいろせ たてまつ (新編『万葉集』①、277頁)

484 一日こそ 人も待ち良き 長き日を
かくし待たえば ありかつましじ

口語訳；一日ぐらいなら あなたを待つこともできます 長い間 こんなにお帰りが待たれたら 生きていられそうにありません

この歌の題詞にある「難波天皇の妹」を頭注では「仁徳天皇の異母妹・八田皇女」としているが、私は「孝徳天皇の妻・間人皇女」であり、「皇兄」は中大兄皇子と考える。口語訳で分かるように、間人皇女は中大兄皇子に強い恋慕の情を懐いている。古代においては異母兄弟姉妹間の恋愛は許されたが、同母兄弟姉妹間の恋愛は許されなかった。万葉集で巻第二、歌番号90の左注に允恭天皇の太子・木梨軽皇子と同母妹・軽太娘皇女の禁断の恋を載せている。書紀では中大兄皇子と間人皇女が共に皇極天皇の子となっている。つまり、二人は同母兄妹であり、許されない禁断の仲である。しかし、間人皇女が兄・中大兄皇子に熱い気持ちを示していることからすると二人は同母兄妹でないことになる。即ち、間人皇女が皇極天皇の娘であることは確かであるから、中大兄皇子は皇極天皇の子ではないのであり、親子関係は存在しないのである。

万葉集は天智、間人、天武の兄弟姉妹関係の不在を告発しているのである。

「中皇命」に関しては、元正天皇の宣命のほ

かに、天平19(747)年に作成された『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』に「仲天皇」がある。大安寺は聖徳太子が平群郡に創建し、後に舒明天皇が十市郡に遷し建て百済大寺となり、更に天武天皇が高市郡に遷し高市大官寺と名を替え、聖武天皇が平城京に遷し大安寺になった。この間、舒明天皇が遷し建てた百済大寺は生前には完成せず皇后・皇極天皇に引継がれたが、孝徳天皇を経て斉明天皇になってもまだ完成していなかった。上記の『大安寺資材帳』に斉明天皇が筑紫朝倉宮で崩御する直前に百済大寺の未完成を歎いた逸話が記されている。概略は次のようである。

(斉明)天皇が筑紫朝倉宮で崩御に当り、甚だ痛く憂いて「先帝(舒明)が待っていて問われたら如何にお答え申し上げよう」と言った。この時、近江宮御宇天皇(天智)が奏して「私が、為し奉^{たてまつ}る」と言った。また、仲天皇が「妾も、我が婿らと一緒に、炊女としてでも造り奉^{たてまつ}る」と言った。それを聞き斉明天皇は手を拍って慶び、そして崩御した。

このような内容の逸話のなかに「仲天皇」が現れている。つまり、斉明天皇の臨終の場に天智と同席しているので、この「仲天皇」も「中皇命」と同じく斉明天皇の娘・間人皇女として間違いがないと考える。

また、注目すべきは仲天皇が「我が婿」、即ち「我が夫」と言っていることである。これは万葉集巻第四の歌番号484の疑問に対する答でもあると考える。

IV. まとめ

万葉集の編纂者・大伴家持は、父・旅人が大宰帥として赴任した大宰府に7～12歳の間、滞在していた。また、自身も755年に防人の検校に関り、764年薩摩守、767年大宰少弐に転じる等、九州に關っている。これ等、九州滞在の間に九州王朝の史実を見聞したのであろうし、また加えて、名門大伴氏として藤原氏の専横ぶりを我慢できなかったと推測する。そこで、藤原不比等が、自身大いに関与した日本書紀・古事記に隠した数々の事を告発し、暴露しようと考えて、家持独自の第三の史書『萬葉集』を編纂したと推考する。

そして、告発の一つが「朱鳥年号」による「九州王朝」の存在であり、二つ目が「中皇命」による天智天皇、間人皇女、天武天皇の兄弟姉妹関係の不在である。

天氏、尾張氏の時代(2)

名古屋市 加藤勝美

4 天氏は神ならず

古代史に興味のある人なら『隋書』倭国伝に次のような記述があるのをご存知だろう。それほど有名な記述である。

A 開皇二十年倭王姓阿每字多利思北孤號阿輩雞彌遣使詣闕

B 上令所司訪其風俗 使者言

「倭王以天爲兄以日爲弟 天未明時出聽政跣跣座日出便停理務云委我弟」

これを口語訳すると次のようになる。

開皇二十年(600年)、姓は阿每、字は多利思北孤、號は阿輩雞彌と申す倭王が使を派遣して天子の宮城にやってきた。(A)

天子(上)は、臣下(所司)に其の国の様子を尋ねさせた。

使者は次のように答えた。

「倭王は天を以って兄と爲し、日を以って弟としています。未だ夜明けになる前から宮殿にお出ましになって、跣跣の形でお座りになり、政まつりごとをお聴きになります。日がのぼって来ると、政をおやめになり、おっしゃいます。後は弟に委ねよう、と」(B)

これについては「古代史の再検討(6)」で詳述したので、興味のある人はそちらによっていただきたい。で、ここでは要約して述べるにとどめる。天(阿每)は、天空の「天」ではなく、姓の天、すなわち天氏である、倭王は阿輩雞彌、すなわち大王と呼ばれていた。「天」が姓であることが分かれば、続く文に登場する「日」もまた、太陽のことではなく、姓の「日」、すなわち日氏ひのしを指していることが分かる。

つまり、祭祀権は天氏が持ち、後世天皇と呼ばれるようになる。日氏の方は実際の政治を司る権力者だが、こちらの方は、蘇我氏、藤原氏、平氏、源氏等々めまぐるしく変わっていく。

もともと、『隋書』倭国伝に記されているのは、西暦600年前後、6世紀末から7世紀初頭にかけての倭国の状況である。私が問題としたいのは、それ以前の、いわば超古代ともいべき時代の状況である。

日本の神話には、天照大御神を始め、天之吹上男神、天之狹土神、天之狹霧神、天之忍穗耳命等々「天」を頭にアマした神々がやたら多い。これらの「天」はすべて「天氏」一族の人々であること、先述の『隋書』倭国伝に照らせば明かである。

では、「神」とは何か。キリスト教の想定する「万物の創造主」としての「神」ではない。「万物の創造主」はその名からして唯一絶対の存在だから複数存在する筈がない。八百万もの数を数える神々としての「神」である。

のみならず『日本書紀』や『古事記』は天神一族以外に各地に国くに神が存在すると明記している。ここまで来れば、誰の目にも「神」は「神」を意味していないこと、明かだろう。ずばり、私は日本神話に登場する「神」は豪族の意に相違ない、と考えている。「かみ」は「上」ないし「守」であって、「神」の文字を当てているが、むろん、「万物の創造主」としての「神」では決してない。

事態は逆で、キリスト教が伝来してきたとき、「創造主」とか「絶対父」とか、ともかく別の名称にすべきだったのを「神」としたために不明朗になってしまったのではないか、と私は思っている。

5 天氏

天氏のルーツはむろんあまてらすおみかみ天照大御神である。彼女の夫は高御産巢日神で、皇祖神と敬われている。ただし、日本神話で華々しい存在として描かれているのは、天照大御神で、彼女に比べて高御産巢日神は影の薄い存在となっている。これは母系社会の反映を意味しているのだろうか。さもなくば、彼女を皇祖神とするために、高御産巢日神の夫ということにしたのだろうか。それに関する史料が存在しないので、正確なこと

は分からない。

さて、天照大御神をはじめ神々は高天原たかまがはらに居住しているが、そこから天照大御神の孫であるににぎのみこと邇邇芸命たかちほのみねを九州の日向の高千穂峰に降臨させる。日本を統治させるために、である。天照の孫が降臨するので、天孫降臨という言い方をしている。高天原や高千穂峰はどこなのか、という点については古来より種々の説がある。神話上のことなので、はっきりしたことは言えないが、高天原を朝鮮半島のどこかと考えると、すっきり理解出来ると私は考えている。また、高千穂峰は大方の見方は宮崎県の高千穂峰としているが、それを否定する有力な根拠が見あたらない。

天孫邇邇芸命には天火明命あめのほあかりのみことという兄がいる。この兄は尾張氏の祖といわれているので、重要な存在である。そして、邇邇芸命のさらに孫が初代神武天皇である。神武は兄の五瀬命いつせのみことと共に九州を出発し、長い年月をかけて、奈良県大和（橿原市近辺）に入る。この戦いで残念ながら五瀬命は戦死の憂き目を見る。

天氏（神武）が大和に拠点きょてんを築いた頃、むろん、全国各地には有力勢力（国神）がうじゃうじゃといた筈である。先進の九州には当然だが、出雲（島根）、越（富山、石川）、吉備（岡山）等々にも有力豪族が各地域に勢力を張っていたに相違ない。そうした遠隔の地域ばかりでなく、大阪平野、京都盆地、さらには奈良県内自体にも平城京近辺の居住適地には有力な豪族が押さえていたことは容易に想定できる。もしもこれら想定地域に空白地域があれば、天氏一族は真っ先に、かつ、容易に確保できた筈である。

山間地の極限地域とっていい大和に入り込むことさえ四苦八苦した天氏なのである。大和以外に手を伸ばす力を備えていたとはどうい考えられない。

事実、天氏が大和を大きく超えて九州や関東の一部にまで手を伸ばすことに成功するまでに十人の代がわりを要している。

すなわち、天氏は十代崇神天皇になって全国制覇に乗り出すのである。

崇神天皇は、大和から北陸道、東海道、西海道、丹波方面の四方面に各々討伐のために將軍（いわゆる四道將軍）を発するなど、積極的に支配領域の拡大に努力を傾注している。むろん、狭小な大和に君臨していただければ、ある日突

如として支配領域の拡大に乗り出すことなど出来ない。神武天皇から開化天皇に至る九代の間に徐々に力をつけ、崇神天皇に至って一気に花開いた、と考えていい。域内によほど蓄積された力が整っていないと、遠くへ遠征軍を送ることなど出来よう筈がない。

つまり、天氏は崇神天皇の時代になって、初めて大王たる地位を獲得したわけだが、ために崇神天皇は、『日本書紀』では御肇國天皇はつくにしらすすめらみことと称されている。『古事記』でも所知初國天皇はつくにしらすすめらみことと記している。いうまでもなく、「はつくにしらすすめらみこと」とは「初めて国を治めた天皇」という意味である。

『常陸国風土記』（茨城県）にも崇神天皇の遠征軍がやってきたことが記されている。

なお、天氏が天皇と呼ばれるようになるのは、ずっと後代になってからで、おそらく、三十八代天智天皇ないし四十代天武天皇あたりからではないか、と言われている。

戦国時代に覇権を握る織田氏、豊臣氏、徳川氏などもいずれも出発期は群小勢力に過ぎなかったことは公知の事実である。

これに照らせば、天氏がその出発期にあつては、大和に極限された群小地方勢力の一に過ぎなかったこと、何ら不思議とするに当たらない。

後代になって大王になったことをもって、遡って最初から大王だったかのごとく扱うのは不自然と言わざるを得ない。『舊唐書』にも「日本はもと小国」という記述が見える。

すなわち、天智・天武朝あたりまでは、近畿天皇家とか天皇家という言い方をするのはあまり適当ではないと私は思う。徳川家の前身は松平家であり、そう呼んだ方が時代に合致していて、議論がより鮮明になる。

この意味で、天氏と私は呼ぶのだが、その天氏が大和に乗り込んだ頃、すでに尾張氏が尾張（愛知県）に地歩を築いていた、という見解がある。私もまたその見解に賛成である。

今回はその尾張氏の草創期に焦点を当ててみたい。

九州年号—3（白鳳その2）

—白鳳時代を統治した天皇は誰か—

名古屋市 佐藤章司

7 白鳳改元—2

(1) 朝倉橋広庭宮

『日本書紀』の描く、斉明天皇と皇極天皇は全く違う人格を持ち、皇極は大和王朝の大王であり、斉明は九州王朝の天子であるとする古田武彦氏の説に従えば、下の『日本書紀』斉明七年の筑紫への西征と崩御記事は虚構となる。以下検討する。

斉明七年（661）春一月七日、天皇の船は西に向かつて、航路についた。八日、船は大伯の海についたとき、大田姫皇女が女子を産んだ。それでこの子を大伯皇女と名づけた。十四日、船は伊予の田津の石湯行宮に泊った。三月二十五日船は本来の航路に戻って、娜大津に着いた。磐瀬行宮にお入りになった。……

五月九日、天皇は朝倉橋広庭にお移りになった。……

秋七月二十四日、天皇は朝倉宮に崩御された。……

十一月七日、天皇のなきがらを飛鳥川原に殯した。（講談社学術文庫『日本書紀』下216～218頁）

通説では斉明天皇と共に中大兄皇子・大海人皇子も一緒に百済救援に全力を傾けた*1とするが、「斉明天皇は九州王朝の天子」説では、元々、斉明天皇は九州王朝の王都である筑紫において統治していたのであり、西征として大和から筑紫に行幸するなど、およそ考えられない*2。

他方、斉明天皇の亡くなられた朝倉宮＝朝倉橋広庭宮は、伊予（越智国）にあつて「紫宸殿」や「天皇」の地名遺存があり、「斉明天皇の墓」とする伝承も残り、前半の白鳳年号の遺存もあると記す古田史学の会・四国の合田洋一氏の見解*3や今井久氏の見解*4がある。特に「朝倉橋

*1 直木孝次郎著『日本の歴史2』古代国家の成立 287頁

*2 拙論「中皇命と有間皇子」（『東海の古代』第179号、2015年7月）を参照されたい。

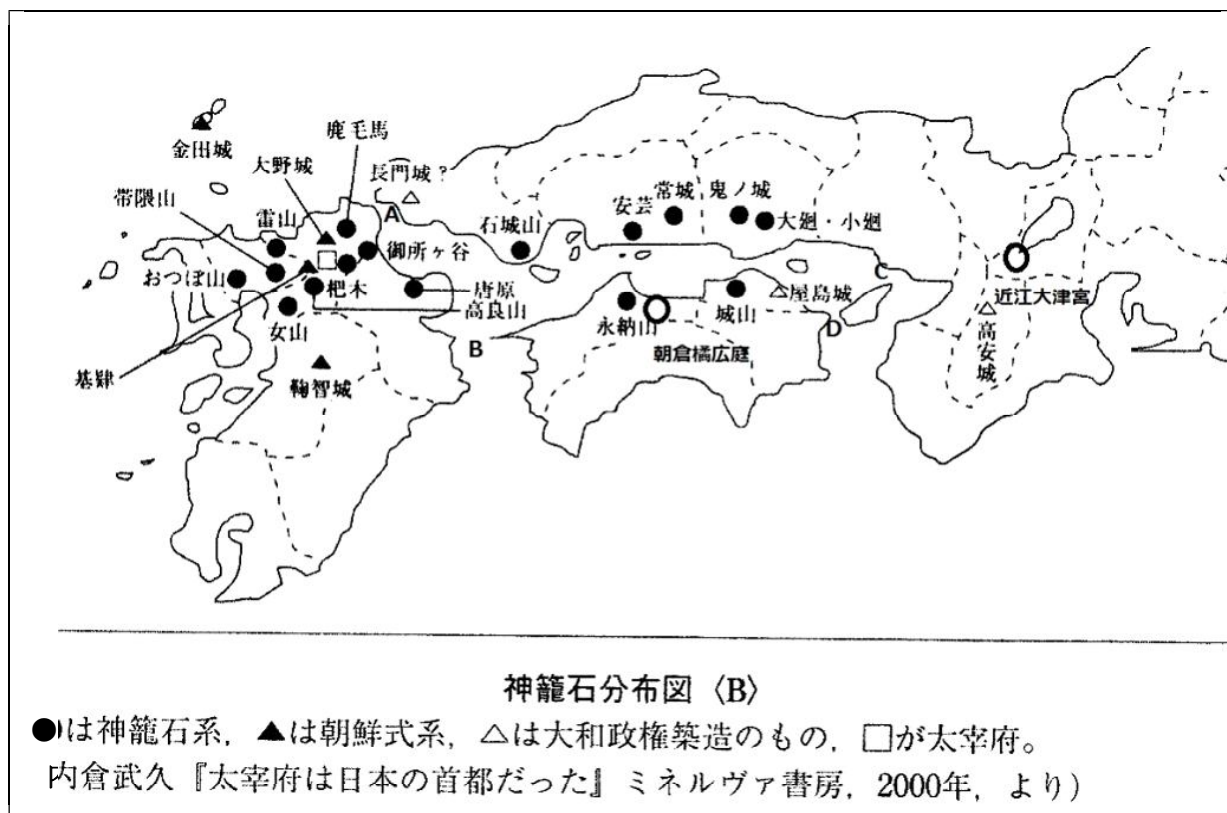
*3 「統・越智国にあった「紫宸殿」地名の考察」（古田史学論集第16集『古代に真実を求めて』明石書店、2013年）

*4 「越智国に紫宸（震）殿が存在した！」古田史学会報98号、2010年

広庭宮」の地名を、どんなに筑紫朝倉に求めてもそれはしないとする見解は印象的である。

白鳳を九州年号の『二中歴』「年代歴」で求めると西暦661年から23年間の長期にわたっている。即ち九州王朝の天子である斉明天皇（白雉天皇と仮に記す）の崩御と次期天皇（白鳳天皇と仮に記す）の即位が、前年の百濟王や太子が長安に捕虜として連れ去られ百濟国が滅亡したという衝撃はすぐさま、倭国にも伝わったは

ずであり、この大事の翌年661年に伊予の越智国において、白鳳と改元したと思われる。そして『日本書紀』に「壬申の乱」を勝利した大皇弟は、飛鳥浄御原宮で即位（672）したと記されるまで、朝倉橋広庭宮で統治していたが、白鳳の改元はない。朝倉橋広庭宮も飛鳥浄御原宮での統治も下に記す中宮天皇が統治していたのである。



「九州年号」の研究 ミネルヴァ書房 29頁から以下佐藤が加筆

○朝倉橋広庭宮 ○近江大津宮

A、関門海峡 B、豊予海峡 C、明石海峡 D、鳴門海峡

(2) 近江大津宮

『「九州年号」の研究』（ミネルヴァ書房、2012年）の小見出し「5 九州王朝の近江遷都」の217～218頁では、

（斉明）七年辛酉、白鳳と改元し、都を近江州に遷す。

の『海東諸国紀』の記事を載せ、斉明七年（661年）に九州王朝が近江遷都し、それにとりな

い白鳳に改元したとする。

近江遷都の理由について、該当部分の記述をそのまま利用して概略を述べると次のとおりである。

- ①唐の侵攻を恐れた九州王朝による遷都と見たとき、その行動はリーズナブル
- ②壬申の乱の性格が、天武と唐による九州王朝近江遷都一派の殲滅戦としての位置づけ

が可能

しかし、「前期難波宮は九州王朝の副都」との知見からすると、近江大津宮への遷都と前期難波宮の副都との両立はあり得ない。近江大津宮への遷都は九州王朝の一派（蘇我赤兄等）によると見られるが、唐の侵攻を恐れての遷都とすると近江大津宮の防御は極めて脆弱である。唐・新羅軍は若狭湾（敦賀）から琵琶湖に出て西岸か東岸を南下するか、あるいは琵琶湖を海路に利用すれば、一時に大量の兵士、食糧、兵器を送ることが出来る。もうそこは大津宮であり防御施設は何もない。さらに淀川を下れば前期難波宮に至る。したがって、唐の侵攻を恐れて「近江大津宮への遷都」などあり得ないし、九州王朝の一派が年号の改元など出来るはずもなかろう。この視点から「近江大津宮」は本当に九州王朝の王都だったのだろうか再検討が必要だと思われる。通説では大和王朝の王都である。

(3) 齊明天皇 = 中皇命 = 白雉天皇

近江大津宮は唐・新羅軍からの攻撃に、防御の手段がなくて如何に弱いか上の地図からもはっきりと読み取れるが、対して伊予の越智国は瀬戸内海（上の地図でA, B, C, Dで囲んだ範囲）を戦場と想定すれば、多数の島々・潮流・風・夜等、地の利を得た有利な戦いが出来る。

この地の利が伊予越智国の朝倉橘広庭宮に遷都した理由であろうし、温湯を好んだ齊明天皇の名を持つ白雉期間を統治した天子（天皇）は晩年病気がちと思われるのだ。

齊明天皇 = 中皇命 = 白雉天皇となる（「中皇命と有間皇子」『東海の古代』179号 2015.07）。この跡を継いで即位した天子（天皇）が白鳳期間（661-684）23年間の長期に渡って統治した、天子（天皇）である。この間に、「白村江の戦い」や「壬申の乱」があり、それを理由とした改元があっても良さそうであるが、白鳳年号は変わることなく続いた。

(4) 中宮天皇

野中寺弥勒像台座銘文（注1）から

丙寅年四月大旧八日癸卯開記栢寺知識之等詣

中宮天皇大御身勞坐之時誓願之奉弥勒御像也友
等人数一百十八是依六道四生人等此教可相之也

（●のルビは佐藤が加筆）

上の銘文の中の丙寅年は西暦換算では666年にあたり天智5年となるが天智は未だ即位することなく皇太子のまま政治をとっていたと『日本書紀』は記す。それに対し、この台座の銘文の丙寅年は中宮天皇が統治していたことになるが、『日本書紀』にはこの中宮天皇の記述はない。

『旧唐書』によれば666年は倭国すなわち国内的視点に立てば九州王朝の時代であり天皇の称号は九州王朝の最高権力者が称したのであり、大和王朝では九州王朝滅亡後、文武天皇が始めてこの「日本国」国号や「天皇」称号を受け継いだのだ。このことから中宮天皇は天智天皇の母親の皇極・斉明天皇ではない。

『二中歴』年代歴によれば丙寅年は九州年号の白鳳6年にあたり、白鳳時代を統治した天皇となるが、先の白雉天皇（白雉年号期間652~661を統治した天皇であり仮に呼ぶ）、『万葉集』では中皇命の崩御によりその皇后が即位し、白鳳年号期間を統治した。この中宮天皇は薩夜麻の母親であり、また『日本書紀』に記述される大皇弟は九州王朝の皇子ではなく「真人」の姓をもつ臣下第一位の、中宮天皇の実弟ではなかろうか。この九州王朝の血統を受け継いでいないことが、実力があっても天皇位に付くことなく、中宮天皇の白鳳年号の長期にわたり政権を補佐したのであろう。（大皇弟や薩夜麻は別に論じたい）

さて、この像の造仏理由となった中宮天皇の心労（身労）原因を推察すると、

- ① 百済救援の際の敗戦
- ② 多数の死者や行方不明者の存在
- ③ ①や②の為に生じた経済的・財政的負担の手に余る大きさや政情不安
- ④ 九州王朝の皇太子である実子の筑紫君薩夜麻の生死不明

上に記したような、難局を解決すべき智慧の習得を誓願したのではなかろうか。

(注1) 野中寺弥勒像台座銘文

「野中寺弥勒像が明かす古代の真実」(『東海の古代』第152号、平成25年4月)に洞田一典氏の論文が掲載され、そのポイントを述べると「旧暦は南朝の元嘉暦ではなく唐の戊寅暦、新暦は唐の儀義鳳」とする。戊寅暦では四月八日の釈迦誕生会の日が「開」となり「万事に吉」となる日。その吉き日に誓願する。新暦の四月八日は「閉」=「万事が凶」である。

(読み下し文)

年四月大旧八日開に記す。寺の知識等、中宮天皇の大御身勞き坐しし時に詣り、誓願し奉る弥勒の御像也。友等人数一百十八、是に依りて、六道の四生の人達を、此の教にく可き也

洞田説の概要を簡単に述べると「中宮天皇は斉明天皇である」とし、天下取りの為、九州王朝を裏切り新羅と密約して661年、朝倉宮で崩御したことにして、百濟救援の戦いを避けて、大和に帰ったのである。銘文のとおり666年には斉明天皇は存命していた。よって天智天皇は天皇になることなく、称制として皇太子のまま政治を執ったのである、とする。

その他の詳細は、当会報誌の152号を参照されたい。

古代逸年号を見つけたよ

名古屋市 石田敬一

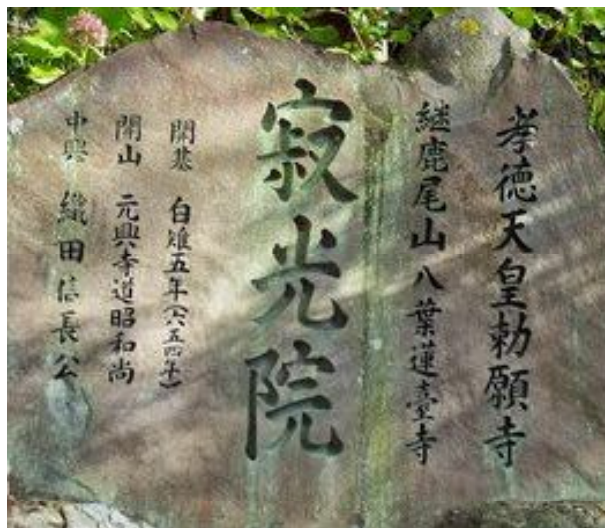
愛知県犬山市にある寂光院は、もみじの名所で、秋の紅葉では大勢の人で賑わいます。名古屋中法人会の雑誌「NAKA」の27年新春号を読んでいたら、この寂光院の山主、松平實胤氏のお話が掲載されていました。

その中で寂光院の由来について、次のように答えておられます。

開山は654(白雉5)年で今年で1361年目を迎えます。創建時は白鳥山神宮寺という名称でしたが、奈良時代に継鹿尾山八葉蓮台寺という名前に改まったと言われています。白鳥山という山号の如く、熱田神宮さまとのお縁が深いお寺

です。当山に伝わる『^{つがおさん}継鹿尾山縁起』に最初に登場するのは日本武尊の誕生です。

古田史学の会のホームページの九州年号総覧に、寂光院の「白雉」は掲載されていなかったため、こんな身近な観光地に「白雉」があったということでお知らせし書き留めておきます。



*石碑にも開基が白雉五年とあります。

8月16日例会の報告

■『魏志倭人伝』の狗奴国はどこか

知多市 竹内 強



狗奴国は近畿を中心とする銅鐸文化圏の国とする説について、阿蘇山を背景に熊本を中心とする鉄の文化の視点から疑問を提示した。

以下は講演の要旨である。

『魏志』倭人伝に登場する国々の中で唯一女王国に武力で対立する狗奴国の位置は、古田武

彦氏が言われるように『魏志』倭人伝が軍事的色彩の濃い報告書とすれば、たいへん重要な問題である。

『後漢書』倭国伝では女王国から東に千里とあり、これを根拠に古田氏は狗奴国銅鐸圈論を展開しているが、『後漢書』倭国伝の侏儒国は「女王国南四千里」と記述され、遠い南の島になってしまい、古田氏が比定された四国辺りとは大きくかけ離れてしまうので、『後漢書』の記事は再吟味が必要である。

武力の大きなファクターは鉄である。弥生後期の鉄の成分の中で注目されるのは、熊本県菊池郡大津町の西弥護免遺跡の鉄の遺物の成分バナジウムである。鉄鉱石の主成分は酸化鉄であり、日本国内で製鋼用の原料として産出・使用される鉄鉱石「赤鉄鉱、磁鉄鉱、褐鉄鉱」の中で成分中のバナジウムの含有が多いのは褐鉄鉱である。

女王国に対抗する鉄製武器の原料である褐鉄鉱を地元で得られる熊本を中心とする地域が狗奴国ではなかったかと思われる。『魏志』倭人伝では、狗奴国は女王国の南とされ、この位置関係を重要視すると九州中部に狗奴国を比定することに妥当性があると考えられる。

■倭の30ヶ国の所在地を考える

一宮市 竹嶋正雄

『魏志』倭人伝にある30ヶ国の所在地をその国名が土地の特徴や環境を表す古代語により表記されたものであるとし、その古代語をアイヌ語辞典を参考にして解説し、所在地を北部九州内に比定した。

■法隆寺の諸問題

安城市 山田 裕

法隆寺薬師三尊像後背銘、伊豫國風土記逸文はいずれも後世のものであるとした。また焼失した若草伽藍が物部守屋大連等による造営であることから、法隆寺再建は物部一族の影響が大きいとした。

古田武彦先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。例会での研究報告、発表は大歓迎です。資料を配付される場合は、「20部」をご用意願います。

例会の予定

■ 9月例会

テーマ：推古十一年の冠位十二階

講師：林 伸禧氏（当会の会員）

(1) 日時 9月16日(日) 13:30~17:00

(2) 場所

名古屋市市政資料館 第2集会室

名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051

(3) 参加料 500円（会員は不要）

(4) 交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」、北徒歩5分
- ・市バス「清水口」、南西徒歩8分
- ・市バス「市役所」、東徒歩8分

(5) 駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台+α収容(無料)

■ 10月例会 (注) 第1日曜日開催です。

テーマ：万葉集と九州王朝

講師：竹嶋正雄氏（当会の会員）

(1) 日時 10月4日(日) 13:30~17:00

(2) 場所 名古屋市市政資料館 第1集会室

■ 次の会報誌182号(10月号)への投稿締め切りは、次回の例会日、9月20日(日)です。

■ <原稿の留意点>シンプルに変更しました。原則として、下線に注意して10月号分からお願いします。

- 1 原稿はTEXT, WORD, 一太郎でベタ打ちデータ
- 2 写真等画像は、別ファイルとしても添付を
- 3 小見出しの階層記号順、1、(1)、①、・
- 4 階層が多い場合は大見出しに、I 使用可
- 5 引用分は、原文のまま出典を示して紹介
- (1) 「次のとおりである。」改行し、引用文を
- (2) 1行程度の引用文は文章中に「」で可
- 6 出典本は『 』(著者、発行所、発行年、頁数)
- 7 出典資料は「」(会報等、以下〇〇という)
- 8 数字一文字は全角、二文字以上は半角

区分	色	ポイント	フォント	適用
標題	紺	16	MSゴシック	
小見出し	紺	10.5	MSゴシック	
本文	黒	10.5	MS明朝	
引用文	赤*	10	MSゴシック	
読み下し	紫*	10	MS明朝	強調
出典	*同色	10	MS明朝	括弧